

富士市危険空家除却促進補助金に関する Q&A

<1. 補助対象の空き家について>

Q1 空き家とはどのような状態を言いますか？

A 居住その他の使用がなされていない状態が概ね 1 年以上経過している住宅です。併用住宅にあっては、住宅部分が 2 分の 1 以上のものとします。

Q2 どのような空き家が補助の対象となりますか？

A 個人が所有する市内に存する保安上危険な空き家で、次のいずれかに該当する一戸建ての専用住宅及び併用住宅並びに長屋が対象となります。

① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された「危険空き家※」

② 空家等対策特別措置法に基づく「特定空き家※」

※市が現地調査により判定します。

Q3 所有している空き家が、「危険空き家」に該当するかわかりませんが、事前調査申出ができますか？

A 事前調査申出することができます。申出とともに提出していただく写真及び現地確認により、市が「危険空き家」に該当するか判断します。

Q4 家屋に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は補助の対象となりますか？

A 除却について、権利者全員に同意を得ることができれば申請できます。除却に係る同意書を権利者全員から集め、申請書に添付して提出してください。

<2. 申請者について>

Q1 所有者が死亡し、相続人が決定していない空き家の除却も補助の対象となりますか？

A 相続人であれば申請ができます。

ただし、申請者以外に空き家の権利を有する者がいる場合には、所有者と申請者の相続関係が分かる戸籍謄本と相続関係人全員の同意書の提出が必要となります。

また、一の危険空家に複数の権利者が存在する場合であっても、交付申請者は 1 人に限ります。

Q2 所有者が遠方に住んでいて高齢のため、所有者から委任を受けた者が補助金を申請の手続きはできますか？

- A 申請ができるのは、所有者もしくはその相続人となりますが、申請者から委任を受けた者が代理人として申請の手続きを行うことはできます。その場合、申請者の委任状が必要となります。

Q3 所有者が複数の危険空家を所有している場合は、複数の交付申請ができますか？

- A 令和6年3月31日までは、申請者の属する世帯につき1回に限りとし複数の交付申請はできませんでしたが、令和7年4月1日から世帯に関わらず申請が可能となり、回数の制限がなくなります。

<3. 交付の対象となる工事について>

Q1 既に除却工事が終わっている又は除却の工事中の場合は、補助の対象となりますか？

- A 対象となりません。
工事に着手する前に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

Q2 「危険空き家の全部及びその附属物を除却する工事」について、敷地の考え方はどうなりますか？

- A 使用されていた際に、住宅等と附属物を含め一体的な利用をしていた土地（土地の筆に関わらず、住宅として、用途上不可分の関係にある物置や車庫などの附属物を含めた一団の土地）を、敷地とします。従いまして、空き家と共に敷地内にある危険な附属物を除却していただく必要があります。
詳細については、事前に担当課までご確認ください。

Q3 同じ敷地内に空き家を含めて、複数の建物が有ります。建物毎に補助金の交付を申請できますか？

- A できません。
本補助金は、空き家とその敷地に存する危険な附属物を含む除却費用の一部を補助する制度でありますので、同じ敷地内に複数の建物がある場合は1件分の補助金交付申請となります。

Q4 空き家の一部を除却する工事でも、補助の対象となりますか？

- A 空き家の一部の除却では、対象となりません。
空き家の全て及び危険な附属物の除却が対象となります。

Q5 空き家の除却と合わせて行う、物置や門、塀、樹木などの附属物の除却工事は補助の対象となりますか？

A 空き家本体の附属物で、危険と認められるものは交付対象となります。

Q6 空き家除却後の整地も補助の対象となりますか？

A 跡地を適正に管理するための除却工事に伴う必要最小限な範囲での整地は、対象となります。

<4. 除却工事業者について>

Q1 除却工事業者は、市が指定する業者でなくて良いですか？

A 指定する業者は、ありません。ただし、除却工事業者は、建設業法の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を受けた者又は建設リサイクル法に基づく県知事の登録を受けた者に限ります。

Q2 どの業者に頼んだらよいかわかりません。業者を教えてください？

A 市は、特定の業者をご紹介することはできません。

<5. 申請について>

Q1 どこで申請書を入手することができますか？

A 市役所 7 階の住宅政策課で配布しています。また、市のホームページからも様式等をダウンロードできます。

Q2 郵送でも申請書を受け付けますか？

A 原則として、窓口に持参していただくこととしております。なお、申請者から委任を受けた者が代理人として手続きすることができます。その場合、申請者の委任状が必要となります。

Q3 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうしたらよいですか？

A 速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、工事内容の変更申請をしていただくことになります。

Q4 いつまでに実績報告書を提出しなければならないですか？

- A 実績報告書は、工事完了日から 30 日以内（または 3 月 31 日のいずれか早い日）に提出となります。工事は天候などにより長引く場合がありますので、除却工事期間は余裕をもって計画し、工事完了後提出期限までに実績報告書を提出してください。

<6. その他>

Q1 業者を選ぶ際に、何か注意することはありますか？

- A 工事費が適正であるか確認をするため、なるべく複数の業者から見積もりを取ることをおすすめします。

Q2 補助金は工事前に頂けるのですか？

- A 工事前には交付しません。
工事完了後に実績報告書を提出していただき、補助金額を確定し、交付請求をしていただいた後に、申請者名義の口座に振り込みます。

Q3 他の補助金との併用はできますか？

- A 同じ目的の補助金との併用はできません。また、「富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金」、「富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金」を受けた方は本補助金の対象となりません。

Q4 補助金の額の端数処理はどのようになりますか？

- A 1 千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額となります。